

大阪市経済戦略局と合同会社ノコノコとの
大阪市域の都市農業振興に関する連携協定書

大阪市経済戦略局（以下「甲」という。）と合同会社ノコノコ（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、その専門的知見や資源を活かして、本市における都市農業等の振興に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） 市民に対し、市内の農地・農業への関心を高め、都市農業に対する理解醸成を図ること
- （2） 「大阪市なにわの伝統野菜」や「大阪市内産の洋野菜」をはじめとした市内産農産物のPRに関する事
- （3） 乙が実施する市内の都市農園のプラットフォーム化の取り組みに関する事
- （4） 甲・乙が実施する取り組みに関する情報等の共有を図ること
- （5） 前各号の連携・協力に関する情報等をSNS等に掲載する場合、甲及び乙は、それぞれ当該情報等の作成者から事前の承諾を得るものとする。当該承諾には、甲乙双方のSNS等への掲載を含むものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、双方の合意のもと、書面により必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定日から令和9年3月31日までとする。

- 2 期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による改廃の申し入れがないときは、本協定は同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 甲又は乙にやむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、本協定を変更し、又は終了することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等により知り得た秘密情報（書面、口頭、電子データ等を含む）を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本協定終了後も有効とする。
- 3 ただし、法令等に基づく開示義務がある場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) 1年以上連携事業の実績がなく、かつ、将来的にも連携事業を実施する可能性が低いと認められる場合
- (5) 相手方に対する信頼関係を著しく害する行為その他の背信行為があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が本協定の存続を不相当と認める場合

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年8月28日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T CビルO's 棟南館4階
協定締結担当者 大阪市経済戦略局長 岩谷 和代

乙 大阪市北区中崎町1丁目8番3号
 合同会社ノコノコ 代表 中川 泰